

所定疾患施設療育費 算定状況の公表について

介護老人保健施設において、入所利用者の医療ニーズに適応する観点から、利用者が所定の疾患を発症した場合における施設での医療に対し、一定の要件を満たした場合に評価されることになっております。

つきましては、厚生労働省が定める基準に基づき、当施設の所定疾患施設療育費の算定状況を以下のとおり公表いたします。

算定要件

1. 下記疾患により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。
2. 所定疾患施設療育費(Ⅱ)と緊急時施設療育費は同時に算定することはできない。
3. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できる。
4. 診断名、診断に至った根拠、診断日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
5. 算定開始後の実施状況について、前年度当該加算の算定状況を公表する。
6. 当該介護老人保健施設サービスを行う施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講している。

対象疾患と主な治療内容

肺炎	血液検査、血中濃度の測定、抗生剤の内服・点滴注射、水分補給、喀痰吸引など
尿路感染症	尿検査、血液検査、血中濃度の測定、抗生剤の内服・点滴注射、水分補給など
带状疱疹	抗ウイルス剤点滴注射、軟膏の塗布、消炎鎮痛剤等の外用・内服薬など
蜂窩織炎	抗生剤の内服や点滴注射などの薬物療法
慢性心不全の増悪	血液検査、尿検査、血中濃度の測定、注射、酸素投与など

令和6年度 所定疾患施設療育費算定状況(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

疾患名/年月	令和6年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
肺炎	人数	1		1	4		1		1	3	1		
	日数	5		6	28		3		7	10	6		
尿路感染症	人数	5	4	6	6	6	1	6	6	3	3	3	6
	日数	35	24	46	33	35	6	38	23	16	13	17	32
带状疱疹	人数												1
	日数												7
蜂窩織炎	人数	1		2	1		2		1	1		1	1
	日数	3		14	5		17		7	10		7	7
慢性心不全 の増悪	人数	1		1	1				2			1	
	日数	2		2	5				3			1	